

京都市文化財保護条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市
条例第80号）（文化市民局文化部文化財保護課）

文化財保護法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市文化財保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第80号

京都市文化財保護条例の一部を改正する条例

京都市文化財保護条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第2項」を「第182条第2項」に改める。

第24条第1項及び第25条第3項中「第56条の3第1項」を「第71条第1項」に改める。

第30条第1項及び第31条第2項中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に改める。

第36条第1項及び第37条第2項中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第42条第1項中「第57条の2第1項」を「第93条第1項」に改め、同条第2項中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

第46条中「第57条の3第1項」を「第94条第1項」に改める。

第47条第1項中「第83条の7第1項」を「第147条第1項」に、「講ずる」を「講じる」に改める。

第48条第1項中「講ずる」を「講じる」に改め、同条第3項中「第83条の7第1項」を「第147条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(文化市民局文化部文化財保護課)